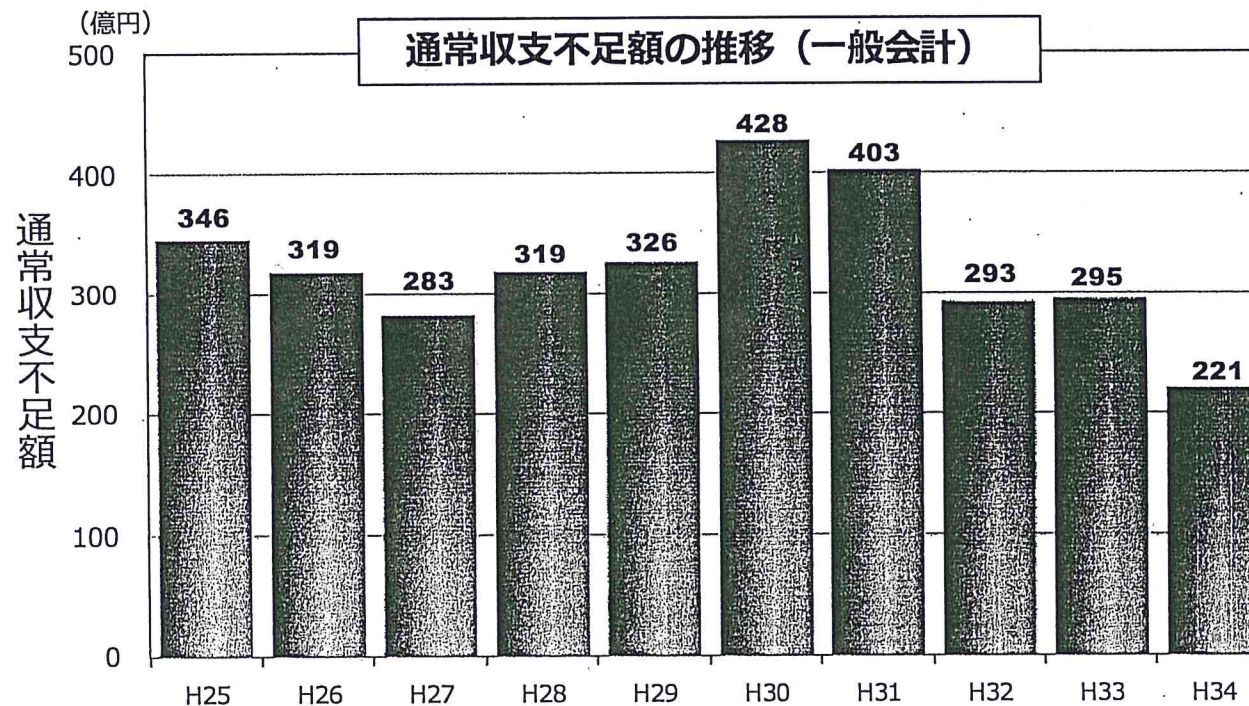


通常収支（収支不足）の状況とその対応



- 通常収支（単年度）の均衡に向け、引き続き市政改革プランや府・市による広域行政・二重行政の一元化を着実に実現していくとともに、更なる自律的な改革に取り組み、補てん財源に依存せず、収入の範囲内で予算を組むことを目指し、持続可能な財政構造の構築を図る必要がある。

見直し対象とする主な施策・事業

削減効果見込額

平成 24 年度 ▲3,123 百万円

平成 25 年度 ▲13,728 百万円

平成 26 年度 ▲22,610 百万円

※主な施策・事業の見直し以外を含めて削減効果額を算定

①施策・事業の廃止・役割終了

ア 民間移管（行政の役割としては不要）

	事業名称	効果額	時期	備考
7	弘済院	(▲50 百万円)	H28	養護老人ホーム H28 廃止
8	青少年野外活動施設	▲108 百万円	H26	信太山は当面存続
9	屋内プール（9 館分以外）	▲1,223 百万円	H26	24→9ヶ所分の財源配分
10	スポーツセンター（18 館分以外）	▲190 百万円	H26	24→18ヶ所分の財源配分
11	音楽団	▲52 百万円	H26	自立化
12	生涯・市民学習センター	▲304 百万円	H26	総合・阿倍野は存続

イ 点検・精査による廃止（一部廃止含む）

	事業名称	効果額	時期	備考
13	市民交流センター	▲1,033 百万円	H26	施設供用廃止
14	老人憩いの家	▲55 百万円	H25	運営助成の削減
14	ネットワーク推進員活動	▲365 百万円	H25	補助廃止、区で再構築
14	地域生活支援事業	▲333 百万円	H25	支援ワーカー数の削減
15	怪費老人ホームサービス	▲79 百万円	H26	独自加算廃止
16	がん検診	▲137 百万円	H25	一部無料検診廃止
17	社会医療センター	(▲130 百万円)	H27	診療所機能に縮小
18	上下水道福祉措置	▲3,966 百万円	H26	廃止 25年10月 別途、再構築あり
19	民間給与改善費	▲102 百万円	H25	廃止
20	1 歳児保育特別対策	▲899 百万円	H25	保育士配置基準見直し
21	教育相談	▲42 百万円	H26	一部廃止
22	管路輸送	▲5 百万円	H25	廃止
23	新婚家賃補助	▲2,171 百万円	H26	H24 新規募集の停止 H31 ▲4,285 百万円 別途、再構築あり
24	多様な体験活動（小中学校）	▲197 百万円	H25	個人が選択できる範囲の 拡大

ウ センター・拠点施設

	事業名称	効果額	時期	備考
25	男女共同参画センター	▲201 百万円	H26	必要なソフト機能は存続
26	子育てにのりる相談センター	▲123 百万円	H26	必要なソフト機能は存続
27	住まい情報センター	(▲115 百万円)	H28	必要なソフト機能は存続

エ 広域との役割分担

	事業名称	効果額	時期	備考
28	海外ビジネス支援	▲169 百万円	H25	基礎自治業務に特化
29	海外事務所	▲164 百万円	H26	廃止（上海以外）
30	障がい者スポーツセンター	▲62 百万円	H25	宿泊施設の収支均衡
31	環境学習センター	▲141 百万円	H26	施設供用廃止

オ 団体運営補助

	事業名称	効果額	時期	備考
32	バイオサイエンス研究所	▲450 百万円	H26	現行 619 百万円 H27 ▲169 百万円
33	大フィル・文楽協会	▲24 百万円	H24	現行 162 百万円 H25 以降アーツカウンシル

②施策・事業の再構築

ア 区長による再構築

	事業名称	効果額	時期	備考
34	コミュニティバス	▲1,073 百万円	H25	1,513 百万円 →440 百万円を目標
35	食事サービス（ふれあい型）	▲54 百万円	H25	経費の削減

イ 新しい基礎自治単位を見据えた再配置

	事業名称	効果額	時期	備考
36 37	区民センター等	—	—	存続
38	老人福祉センター	▲165 百万円	H26	26→18ヶ所分の財源配分
39	子ども・子育てプラザ	▲161 百万円	H26	24→18ヶ所分の財源配分
40	屋内プール（9 館分）	—		24→9ヶ所分の財源配分
41	スポーツセンター（18 館分）	—		24→18ヶ所分の財源配分

ウ スリム化・統合化

	事業名称	効果額	時期	備考
42	コミュニティ協会委託	▲121 百万円	H24	スリム化
43	社会福祉協議会	▲461 百万円	H24	スリム化
44	放課後事業	▲54 百万円	H26	事業統合
45	ファミリーサポート	▲137 百万円	H25	スリム化
46	学校元気アップ	▲146 百万円	H26	スリム化
47	学校一般維持運営費	▲11 百万円	H26	H28 までを目標に 8 校統合
48	特別会計繰出金（病院）	▲500 百万円	H25	スリム化

③受益と負担の再検討

	事業名称	効果額	時期	備考
49	国民健康保険	▲767 百万円	H25	保険料アップ 府内負担感並
50	敬老バス	▲2,845 百万円	H26	利用者負担の導入 H27 ▲3,590 百万円
51	保育料	▲160 百万円	H25	軽減措置の見直し
52	学校給食協会交付金	▲120 百万円	H25	食料配送費の保護者負担化
53	キッズプラザ	—		H29 基礎自治としては 廃止

④事業スキームの再構築等

	事業名称	効果額	時期	備考
54	A T C 関連事業	▲569 百万円	H24	現行 1,967 百万円 H24 施設効果の検証

※事業名称の左側の数字は、施策・事業の個別シートのページ番号です

大阪市の国保の動向と実態

2013年11月9日 北山 良三

年度	(A) 加入世帯		(B) 滞納世帯		(C) 滞納世帯	(D) 当年分保険料収納			(E) 滞納繰越分保険料収納		(F) 不納	(G) 財産	(H) 財産
	総数	前年比	当年分のみ	過年分含	比率(%)	額(億)	前年比	収納率	額(億)	前年比	欠損(億)	調査(件)	差押(件)
1999	540,558		107,669	113,989	21.09	626.4		88.11	5.9		48.4	—	2
2000	559,574	103.5	115,641	120,815	21.59	670.2	107.0	87.84	7.7	130.5	54.6	—	0
2001	576,262	103.0	121,475	133,006	23.08	680.6	101.6	86.85	9.3	120.8	72.8	—	2
2002	592,499	102.8	129,559	141,167	23.83	693.0	101.8	86.09	10.0	107.5	73.6	—	3
2003	605,388	102.2	138,897	150,468	24.85	703.8	101.6	84.97	10.8	108.0	84.8	4,154	41
2004	610,335	100.8	143,938	155,237	25.43	715.8	101.7	83.91	11.6	107.4	95.3	10,572	73
2005	614,569	100.7	143,399	153,336	24.95	703.8	98.3	83.58	12.9	111.2	105.5	7,587	55
2006	614,305	100.0	156,720	165,282	26.91	740.4	105.2	84.37	13.5	104.7	104.3	15,171	77
2007	612,944	99.8	155,543	164,337	26.81	746.0	100.8	84.70	15.3	113.3	114.4	24,214	143
2008	496,279	81.0	145,395	153,467	30.92	600.0	80.4	83.18	18.4	120.3	98.9	118,244	192
2009	491,273	99.0	130,643	140,978	28.70	590.0	98.3	84.31	20.2	109.8	101.6	215,407	328
2010	488,037	99.3	121,897	130,794	26.80	568.4	96.3	84.87	27.2	134.7	105.7	448,608	930
2011	486,467	99.7	118,226	119,471	24.56	567.4	99.8	85.29	31.8	116.9	71.2	721,489	1,608
12(決算見込)	484,293	99.6	—	—	—	—	—	—	—	—	73.9	843,714	1,500
13(予算)	484,200	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年度	(I) 一般会計からの繰入金(億)				(J) 国・府から一般会計への繰入(億)			(K) 市税等からの繰入金(億)	(L) 単年度	(M) 累積	(N) 国庫支出金ペナ減額(億)		
	法定繰入額	市市法定繰入	市任意繰入	繰入総額	基盤安定	保険者支援	合計		損益(億)	損益(億)	収納率ペナ	独自施策ペナ	減額合計
1999	168	111	231	399	56.7	—	56.7	342.3	▲ 19.4	▲ 234.0	0	16	16
2000	184	114	254	438	70.2	—	70.2	367.8	▲ 14.7	▲ 248.7	18	17	35
2001	192	112	270	462	80.0	—	80.0	382.0	▲ 35.9	▲ 284.6	18	16	34
2002	209	119	268	477	90.3	—	90.3	386.7	▲ 25.5	▲ 310.1	19	16	35
2003	249	129	240	489	101.5	18.6	120.1	368.9	▲ 27.6	▲ 337.8	20	15	35
2004	258	129	241	499	109.0	19.5	128.5	370.5	17.7	▲ 320.1	25	14	39
2005	258	124	230	488	113.8	20.6	134.4	353.6	▲ 40.5	▲ 360.6	24	10	34
2006	264	123	215	479	120.8	20.4	141.2	337.8	▲ 19.6	▲ 380.2	24	8	32
2007	263	119	218	481	123.0	20.8	143.8	337.2	▲ 5.6	▲ 385.7	23(戻13)	7	30(戻13)
2008	222	105	215	437	100.1	17.1	117.2	319.8	22.1	▲ 363.6	22(戻12)	7	29(戻12)
2009	223	105	210	433	100.1	17.7	117.8	315.2	▲ 2.7	▲ 366.3	21(戻11)	7	28(戻11)
2010	234	112	198	432	103.7	18.2	121.9	310.1	114.3	▲ 252.0	0(戻11)	7	7(戻11)
2011	228	106	201	429	104.1	18.0	122.1	306.9	73.8	▲ 178.2	0	7	7
12(決算見込)	222	101	192	414	103.5	17.8	121.3	292.7	23.8	▲ 154.4	0	7	7
13(予算)	240	110	179	419	111.0	18.8	129.8	289.2	—	—	—	—	—
年度	(O) 年1人当保険料		(P) 均等割保険料		(Q) 平等割保険料		(R) 所得割保険料		(S) 窓口負担	(T) 短期保険証		(U) 資格証明証	
	額(円)	前年比	1人当(円)	前年比	1世帯(円)	前年比	掛け率(%)	前年比	減免(件)	発行数	前年比	発行数	前年比
1999	78,893		28,098		24,804		390	住民税方式	42	16,738		—	
2000	81,295	103.0	30,080	107.1	24,122	97.3	420	107.7	22	24,109	144.0	—	
2001	83,726	103.0	31,398	104.4	24,690	102.4	450	107.1	13	27,255	113.0	2,021	
2002	86,238	103.0	32,340	103.0	25,159	101.9	500	111.1	11	32,802	120.4	3,868	191.4
2003	88,826	103.0	33,754	104.4	25,660	102.0	570	114.0	17	33,645	102.6	6,359	164.4
2004	90,603	102.0	34,430	102.0	25,965	101.2	640	112.3	18	38,608	114.8	7,923	124.6
2005	↓	100.0	↓	100.0	25,233	97.2	553	86.4	7	41,685	108.0	7,910	99.8
2006	↓	100.0	24,463	71.1	42,708	169.3	12.6	所得方式に変更	12	37,750	90.6	9,135	115.5
2007	94,681	104.5	25,564	104.5	43,895	102.8	11.4	90.5	2	38,266	101.4	10,725	117.4
2008	95,818	101.2	25,872	101.2	45,627	103.9	10.50	92.1	2	39,855	104.2	11,547	107.7
2009	↓	100.0	↓	100.0	44,851	98.3	↓	100.0	5	45,631	114.5	10,379	89.9
2010	↓	100.0	↓	100.0	44,864	100.0	↓	100.0	5	55,789	122.3	11,540	111.2
2011	↓	100.0	↓	100.0	44,596	99.4	↓	100.0	38	51,028	91.5	12,261	106.2
2012	↓	100.0	↓	100.0	44,235	99.2	↓	100.0	41	49,569	97.1	12,468	101.7
2013	97,734	102.0	26,389	102.0	45,093	101.9	10.78	102.7	—	—	—	—	—

01年は12月末、他は11月末

2012年度 国民健康保険料 全国比較

○保険料は、医療分・後期高齢者支援金分の合算(介護分を除く)

○夫婦と子ども2人の4人世帯で、固定資産税はないものとする

○所得は世帯主のみで、年200万円(年収312万円)

政令指定都市名	順位	保険料額(円)	収入比(%)	所得比(%)
熊本市	1	363,100	11.6	18.2
京都市	2	362,350	11.6	18.1
堺市	3	358,715	11.5	17.9
福岡市	4	339,300	10.9	17.0
静岡市	5	334,500	10.7	16.7
岡山市	6	332,860	10.7	16.6
札幌市	7	331,270	10.6	16.6
大阪市	8	323,073	10.4	16.2
新潟市	9	322,800	10.4	16.1
さいたま市	10	303,100	9.7	15.2
川崎市	11	267,190	8.6	13.4
北九州市	12	266,110	8.5	13.3
相模原市	13	262,000	8.4	13.1
横浜市	14	250,320	8.0	12.5
名古屋市	15	249,260	8.0	12.5
千葉市	16	242,220	7.8	12.1
浜松市	17	224,100	7.2	11.2
広島市	18	219,054	7.0	11.0
仙台市	19	208,200	6.7	10.4
神戸市	20	163,580	5.2	8.2
平均		286,155	9.2	14.3
平均 (※1)		284,212	9.1	14.2
平均 (※2)		314,270	10.1	15.7

(※1) 大阪市を除く平均額

(※2) 旧ただし書き方式で所得割を算定している市(大阪市除く)の平均額

2013年度 大阪市国民健康保険料(介護分含む) 比較表 ①

●40歳代の夫婦と小・中学生の子ども2人の4人世帯(所得は夫だけ)

所得 200万円		年度	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (円)	保険料合計 (円)	保険料所得比 (%)
①	国民健康保険料	2010	115,968	52,637	210,420	379,025	19.0
		2013	121,204	54,596	225,116	400,916	20.0
②	協会けんぽ大阪 健康保険料(介護分含)	2010	標準報酬月額26万円 料率 10.88%			169,728	8.5
		2013	標準報酬月額26万円 料率 11.61%			181,116	9.1
③	市・府民税	2010	扶養控除99万円・社会保険料控除60万円			8,000	0.3
		2013	扶養控除33万円・社会保険料控除60万円			73,000	3.7

●40歳代の単身世帯

所得 200万円		年度	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (円)	保険料合計 (円)	保険料所得比 (%)
①	国民健康保険料	2010	32,112	52,637	210,420	295,169	14.8
		2013	34,213	54,596	225,116	313,925	15.7
②	協会けんぽ大阪 健康保険料(介護分含)	2010	標準報酬月額26万円 料率 10.88%			169,728	8.5
		2013	標準報酬月額26万円 料率 11.61%			181,116	9.1
③	市・府民税	2010	社会保険料控除45万円			123,500	6.2
		2013	社会保険料控除45万円			123,500	6.2

地方公営企業法（抄）

（経費の負担の原則）

第17条の2 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

（出資）

第18条 地方公共団体は、第17条の2第1項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に出資することができる。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による出資を受けた場合には、利益の状況に応じ、納付金を一般会計又は当該他の特別会計に納付するものとする。

（剰余金）

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て行わなければならない。

4 資本金の額は、議会の議決を経て、減少することができる。

◎バス車両の状況(主要都市公営事業)

資料①

	2010年度	2013年4月1日	差し引き
東京都	1,462 両	1,453 両	△ 9 両
名古屋市	1,002 両	1,002 両	0 両
横浜市	785 両	792 両	7 両
京都市	765 両	764 両	△ 1 両
神戸市	531 両	518 両	△ 13 両
大阪市	719 両	560 両	△ 159 両